

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省・復興庁）

項 目 名	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置		
税 目	登録免許税（措法 77 条、震災特例法 40 条の 2 の 2）		
要 望 の 内 容	<p>農業を営む者が、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画を含む。）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→10/1000）の適用期限を 2 年延長すること。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（	— 百万円 — 百万円 — 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

担い手への農地の集積・集約化と農地の確保

(2) 施策の必要性

- ① 農林水産省では、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）の実現に向けた貸借等を、強力に促進する措置を講ずることを公表したところである。
- ② この方向性に基づき、令和4年5月に成立した、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、ア 人・農地プランを法定化（地域計画）し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、イ 地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。
- ③ 本改正に伴い、地域計画の実現等に資するため、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分できるよう、農用地利用集積計画・農用地利用配分計画を統合し、農用地の利用権設定等や、農作業の受委託も対象とした「農用地利用集積等促進計画」が創設された。
- ④ 農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。
- ⑤ また、意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 食料・農業・農村基本法

第二十一条

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条

国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法第31条

国及び都道府県は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

エ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長
		同上の期間中の達成目標	担い手の利用する農地面積の割合を 8 割（現状は約 6 割）に拡大していく。
		政策目標の達成状況	令和 4 年 3 月末における担い手への農地集積率は 58.9%となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	(令和 5 年度見込み) 適用件数： 11,116 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和 5 年度の農地の有償所有権移転見込件数（約 49 千件）のうち、農用地利用集積等促進計画における有償所有権移転見込件数（約 14 千件）の占める割合は約 3 割となる見込み。</p> <p>また、令和 5 年度の農用地利用集積等促進計画による有償所有権移転見込件数（約 14 千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約 11 千件となる見込みであり、農用地利用集積等促進計画による農用地の円滑な権利移動を促し、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和 5 年度の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の実績から推計。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和 4 年度予算額 35 億円の内数）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>担い手が利用する面積が全農地の8割となるよう農地集積を推進する。 農地中間管理機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は農地中間管理機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。</p>												
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものである。 また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、本特例措置の適用対象は、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、農地中間管理機構が作成し、都道府県知事が認可・公告する公的な計画に基づく土地の譲渡であり、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、福島県知事が作成及び公告を行う公的な計画に基づく土地の譲渡である。 また、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1" data-bbox="563 1077 1469 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10,502</td> <td>11,415</td> <td>11,387</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計による。）</p>	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	件数	10,502	11,415	11,387	減税額 (百万円)	28	31	31
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
件数	10,502	11,415	11,387												
減税額 (百万円)	28	31	31												
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>対象外</p>												
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>令和元年度の農地の有償所有権移転件数（49,132件）のうち農用地利用集積計画による移転件数（14,728件）の占める割合は約3割となっており、農用地利用集積計画による有償所有権移転件数（14,728件）のうち、約8割（11,415件）が本特例措置の適用対象となっている。 ※有償所有権移転件数は、「令和元年 農地の権利移動・借賃等調査」により算出。 特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入ニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。 従来の個々の要望に応じた農用地利用集積計画による相対の権利設定を重ねても予定調和的に集約化等を実現することは困</p>												

		<p>難であることから、地域計画の実現等に資するため、今般の基盤法等改正に伴い、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分するための農用地利用集積等促進計画を創設したところ。これは、担い手への更なる農地の集約化等に寄与するものであり、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することができる本措置は手段として有効である。</p>																				
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後 10 年で、全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用される。</p>																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 4 年 3 月末における担い手による農地の利用面積は約 256 万 ha、全耕地面積（約 435 万 ha）に占める割合は約 6 割（58.9%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 56 年度創設  平成 3 年度以降 2 年ごとに期限延長を要望  令和 3 年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置  令和 4 年 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p> <table border="1" data-bbox="568 1122 1487 1294"> <tr> <td>昭和 56</td> <td>58</td> <td>60</td> <td>62</td> <td>平成元</td> </tr> <tr> <td>9/1000</td> <td>12/1000</td> <td>16/1000</td> <td>20/1000</td> <td>25/1000</td> </tr> <tr> <td>平成 15</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>令和 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td></td> </tr> </table>		昭和 56	58	60	62	平成元	9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000	平成 15	29	31	令和 2		8/1000	10/1000	10/1000	10/1000	
昭和 56	58	60	62	平成元																		
9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000																		
平成 15	29	31	令和 2																			
8/1000	10/1000	10/1000	10/1000																			